

宮城県外からの出願について

宮城県立聴覚支援学校

1 資格

宮城県外の都道府県に住所を有する者、または宮城県以外の都道府県の中学校もしくは中等教育学校中学部、聴覚特別支援学校中学部を卒業した者または卒業見込の者であって、やむを得ない理由により宮城県立聴覚支援学校高等部に出願する者（宮城県立聴覚支援学校専攻科に出願する場合は、中等教育学校高等部、高等学校または特別支援学校高等部（聴覚）を卒業した者または卒業見込の者）は、出身学校長を経て「県外からの宮城県立聴覚支援学校高等部・専攻科出願承認願」（様式E）を、宮城県立聴覚支援学校長に提出し、承認を受けてください。

（やむを得ない理由として、一家転住等があります。また、転居等以外では、高等部の理容科についてのみ出願を受理します。）

2 提出書類

（1）提出書類

- ① 「県外からの宮城県立聴覚支援学校高等部・専攻科出願承認願」（様式E）
- ② 県外出願希望の理由を証明する書類
- ③ 返信用封筒（定型簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付した、当該中・高等学校、中等教育学校、特別支援学校長名、住所、郵便番号を明記したもの）

（2）県外からの出願承認願受付期間

一次募集の場合、令和元年11月19日(火)から、令和2年2月14日(金)午後3時まで。

二次募集の場合、令和2年3月18日(水)から、令和2年3月19日(木)午後3時まで。

（ただし、どちらも「行政機関の休日に関する法律」に定められた日は除く。）

※ 申請は、事情の許す限り早目に行ってください。

（3）提出先

宮城県立聴覚支援学校長

〒982-0001 仙台市太白区八本松2丁目7番29号

電話 022(248)0648

FAX 022(246)0446

3 承認書の交付

出願承認願を申請した者について審査の上、その理由がやむを得ないものであると認められるときは、「県外からの宮城県立聴覚支援学校高等部出願承認書」または「県外からの宮城県立聴覚支援学校専攻科出願承認書」を、出身学校長宛に交付します。

4 出願について

宮城県立聴覚支援学校高等部または専攻科について出願の承認を受けた者は、出願に際して「県外からの宮城県立聴覚支援学校高等部出願承認書」または「県外からの宮城県立聴覚支援学校専攻科出願承認書」の原本を出願書類に添えて、宮城県立聴覚支援学校長に提出してください。

上記以外の提出書類は、高等部または専攻科の募集要項の記載のとおりです。

5 教育相談について

教育相談においては、募集要項に示した内容の他、県外出願について合わせて説明いたします。二次募集の場合も教育相談をお勧めしておりますが、詳しくは本校までお問い合わせください。